

「帝国」の植民地経営 -日本統治時代の台湾を事例として-

鎌倉学園高校 神田 基成

はじめに

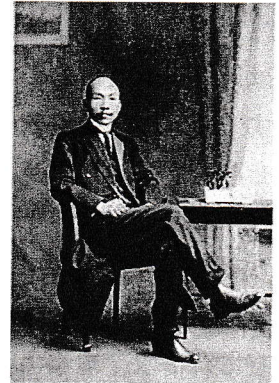
第一次世界大戦後の民族自決の風潮は、アジア各地にも広まった。世界史学習においては、欧州各地の新独立国、そして植民地でのナショナリズム・独立運動や自治要求運動の高まりについて扱われている。本報告は「帝国」日本の歴史経験を、マイノリティの立場から世界史の文脈でとらえてみようという試みである。おりしも「歴史総合」の新設を控え、日本の歴史教育は新たな転換期を迎えている。すべての時代・地域を系統的・網羅的に学習するよりも、歴史の中にテーマを設定し、時代や空間を越えた「公式」のようなものを見いだすことに重点が置かれるようになるとも感じる。

20世紀前半の台湾における台湾人の政治に関する運動、教育に関する運動という2つのテーマについて報告した。報告の中で台湾人と日本人、台湾と内地、と区別している。もちろん台湾も当時は大日本国内の領域であることは承知しているが、法域が異なると議論された事情もあって区別していること、テーマとしているのは主として漢族系台湾人（以下、台湾人）の政治運動や教育要求運動であり、山地原住民については未検討であることを、あらかじめことわっておきたい。

1 植民地統治下の台湾人社会とそれぞれの適応（一次大戦前後～1920年代）

日本人の統治に対応した人々のうち、とくにリーダーとなった人物2人を紹介したい。

まず一人目は林献堂で、1881年に台中で生まれた。台湾中部の大地主、霧峯の林家出身で父は举人（科挙に合格した人物）であり、林献堂自身も科挙を目指していたが日本の台湾領有で挫折した。その後、台湾における自治権獲得のために尽力したのだが、この運動に傾倒した背景には梁啓超の存在があった。林献堂は、1907年に日本の奈良を旅行中の梁啓超と会い、彼の言う「変法自強」に影響を受けることになった。「日本統治下で台湾人はどのように対応したら良いか考えあぐねている」という林献堂に対し、梁啓超は「アイルランドの運動を模範にすれば良い。アイルランドは、当初武装蜂起でがんばったが、最終的には合法的な議会活動を通して様々な権利を獲得したり、生活改善の道を模索している。これを目指すべきだ。」との助言をしたのである。これ以降、林献堂は日本の統治の枠組みの中で、合法的な政治的要求をしていくグループのリーダーとなる。最終的に林献堂は、太平洋戦争の末期、1945年の4月から翌年7月まで帝国議会の貴族院議員をつとめている。いわば、林献堂は旧「士大夫」層出身者が日本による支配にどのように対応したかの一例であるといえる。



ここで林献堂の活動を見てきたい。林は、1914年に板垣退助が台北で結成した台湾同化会に参加した。これ以降、様々な人的ネットワークを使いながら、台湾人の権利獲得のために動くことになる。

当時、台湾人の台湾島内での進学が日本人のそれに比べて制限されていたために、比較的裕福な家庭の子弟は、内地に留学するが多かった。大正8年の内地への渡航者数2319人のうち、東京在住者は1000名ほどで、各中学、早稲田、慶應義塾、明治大学などの私立学校には多くの台湾人留学生が在籍していた。彼ら在京台湾人留学生を資金的に援助したのも林献堂であった。

多くの台湾人が内地を目指したのは、ひとえに進学の機会が制限されていたからであった。日本人子弟は、中学校、高等学校に進学でき、台北帝国大学設置後は大学まで進むことができた。しかし、台湾人は初等教育機関である公学校の課程を終えると、進む中学校がないという事態に直面していた。

学歴がないと、職業も限定されてしまうため社会的上昇も望めない。そのような状況の中で、林献堂は1915年、台中に中学校を設立する。この台中中学校は、設立当初こそ私立学校だったが、民族教育を警戒した総督府に接収され公立台中第一中学校に改組・改称されてしまう。こうした行政上の圧迫を受けながらも、台湾人たちはあくまでも自分たちの権利を合法的に獲得しようと動いていった。

1918年、林らは明治29年法律第63号（通称、六三法¹）の撤廃をめざして六三法撤廃期成同盟を結成した。そしてその傘下に学生団体を含めながら、活発に言論を発表していく。言論を展開する場として、1920年メディアとなる政論雑誌『台湾青年』²を創刊して、資金提供していったのである。この『台湾青年』は改称を経て、最終的には日刊紙（1932）になった。それは台湾人にとってのいわゆる地元メディアに成長していくのである。

ここで、台湾人たちは同化か自治かという選択の壁に直面する。内地で高等教育を受ける台湾人留学生が増加したことで、民族的自覚をもつ階層が出現すると、台湾議会の設置を求める運動が活発化したのである。それは明治大学法学部卒業の林呈禄が主張した以下の内容にあらわれている。すなわち、六三法撤廃運動は、台湾人の特殊性を否定し内地延長主義の同化政策を肯定することになる。言い換えれば、台湾人が台湾人としてのアイデンティティを保持していくためには、台湾の独自性を認め、議会の設置を求めるべきだというのである。林献堂もこの意見に賛同し、台湾議회를帝国内に設置するという請願運動を熱心に進めていることになる。この動きに対して内地にも支援者がいたことを忘れてはならない。例えば、東京帝大・京都帝大・明治大などの教授、貴族院・衆議院議員などに多くの賛同者がいたのである。

この段階では、帝国議会にいかにして請願出すかという運動を、主として内地で展開した。林献堂は新民会会長として「半自治」を目指し、自制的に台湾総督の立法権、および財政権の特別会計に対する予算編成の協賛権を要求した。そして、請願権の行使による「台湾統治法」制定と台湾議会設置を請願する。つまり、1921～1934年にかけて展開された台湾議会設置請願運動は合法的な抵抗運動といえるのである。

それでは、台湾ではどのような活動が行われていたのだろうか。台湾では政治運動はできない。ならば、文化運動を展開しようということで、1921年台湾文化協会を設立した。総理に林献堂、専務理事に蔣渭水、理事に蔡培火らが就任、協会の活動を通じて、台湾人の民衆に政治に関心をもってもらおうと演劇などの上演などを行ったが、「台湾文化ノ発達ヲ助長スル」ことを標榜し、あくまで文化活動ということにしていた。おりしも1920年代は台湾総督が文官から任命された時期でもあった。

しかし、田健治郎総督は、台湾議会の設置を容認せず、既設の台湾総督府評議会を活用すればよいとして「御用紳士」に加えて林献堂を半ば強制的に評議会員に任命して対処しようとした。

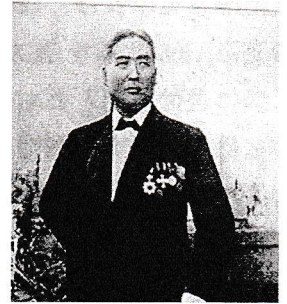
これに対し、林献堂らは1923年台湾議会期成同盟会の設立を構想した。治安警察法にもとづき結社届を提出するも禁止されることとなり、政治運動は危険視されていたことが伺える。

1 明治29年法律第63号は、台湾で作られる法律は台湾のみで通用するというもの。これにより、台湾は、大日本帝国内にありながら大日本帝国憲法の法域なのかどうかという議論も巻き起こった。

2 創刊に際し、林献堂は以下のような勇ましい文章を寄せている。「諸君！立てよ、時期は正に到来した。義を見て為さざるは勇なき懦怯（だきょう）者、世界の潮流に反抗するものは文明の落伍者…」

1927年、ついに台湾史上初の合法的な政党である台湾民衆党が設立された。しかし、第一次世界大戦後の世界的な潮流の中で、蔣渭水主導で左傾化したことにより、右派（林献堂、蔡培火）が脱党し、さらには結社禁止命令により1931年解散に追い込まれてしまった。

もう一人紹介したいのが、^{こけんえい}辜顕栄という人物である。彼は、1866年鹿港の生まれで、日本による台湾領有前は中国大陸との貿易（対岸貿易）に従事しており、日本軍・総督府に協力的で総督府関連事業で優遇を受けていたため、台湾有数の財閥を形成した。いわゆる「御用紳士」の代表的な人物であり、1934～37年に貴族院議員も務めている。辜顕栄は在地有力者をまとめ、他者に先んじて模範となるべく総督府事業に投資することで総督府の信用を得ることとなり、日中戦争下では、対中国外交のために汪兆銘など国民党要人と会談するため中国訪問もしている。



辜顕栄は林献堂とは異なり、総督府の意向で動き、1923年に「日台融和推進」を目指し、台湾議会設置請願運動に反対する台湾公益会の組織に着手した。総督府が林献堂と御用紳士を反目させて台湾人の民族運動を分断する目的で設立を支援したのである。このような手法は、イギリスによるインド人統治の手法と似ていることが指摘できるだろう。総督は台湾人エリートを植民地支配の協力者として必要とし、辜顕栄ら「御用紳士」はそれに応えて、1924年に全島有力者大会を招集したが、参加者は28名に留まった。一方、議会設置運動関係者はこれに対抗し無力者大会を開催したところ、参加者は数千名にのぼったのである。

2 植民地統治下における現地住民の政治参加要求運動と「自治」獲得

ここで1920年代から30年代にかけての地方自治と選挙制度の変遷をみていきたい。1920(大正9)年7月27日、勅令第218号をもって地方官官制改正が行われた。中央の権限を大幅に地方に移譲した地方分権となるものであった。これにより地方自治行政が始まり、諮問機関として官選の州・市街庄協議会が設置された。例えば、都市部の台北市では議員・協議員の9割が日本人、台湾人は1割だったのに対して、郊外の士林庄では18人のうち16人が台湾人(庄長・会計含む)という内訳だった。

ここで注目されるのは、協議会での使用言語である。日本統治時代の台湾人といっても、日本語を常用とする成人ばかりではなく、日本語の会話能力には差があったにもかかわらず、協議会における使用言語は日本語とされていた。議長の許可で台湾語の使用が可能という例外規定もありはしたが、原則は日本語であった。こうしたなかで、台湾人は1927(昭和2)年に設立した台湾民衆党を中心として「州、市、街庄自治機関の民選、議決権の付与、普通選挙法の採用」を要求し、『台湾民報』で言論戦を展開したが、党の急進化で組織は分裂していく。



一方、1928年には台湾共産党が結成された。林献堂は関与しておらず、コミンテルンの指導・援助のもと、上海のフランス租界で結成されたのだが、これは組織上、日本共産党の台湾民族支部ということになっていた。ロシア革命および第一次世界大戦後の社会主義運動の世界的高まりは、台湾という小さな島でも展開されたといえる。

政治的思想の相違から台湾民衆党が分裂した後、林献堂が新しく作ったのは、台湾地方自治聯盟（1930（昭和5）年）であった。林は、台湾議会の設立は難しいため、自治の獲得を目指して地方支部を台湾各地に設け、政談演説会を実施して、台湾人のあいだに自治の意識を醸成しようとした。林は10月1日の改選を機に全協議会員が辞職して再任を承諾しないよう求める書簡（9月2日付）をそれぞれに送付するとともに、「全島州、市、街庄協議会改任声明書」で真の地方自治の実現を主張した。さらに1933（昭和8）年には在台日本人と台湾人が共同で東亜共栄協会を設立して、林らの要求が台湾人からだけの動きではないことをアピールしようとした。ただ、全員が台湾地方自治聯盟の中心メンバーであった。

一方、日本の中央政界でも、1925（大正14）年には加藤高明内閣によって衆議院普通選挙法案が提出・可決されるのと同じ時期に、「朝鮮台湾地方自治制施行の建議案」が衆議院に提出され、通過している。しかし、これは3年間放置され、なんら具体的な動きはなかった。1928（昭和3）年に「朝鮮及び台湾地方自治制建議案」が再提出された後、1931（昭和6）年に台湾地方自治聯盟は、真の地方自治実現を求める請願書を両院に提出するにいたった。その結果、1932（昭和7）年、台湾総督に就任した中川健蔵が地方自治改革に積極的な姿勢をみせ、ついに地方自治制改革実施予算案を提出することが閣議決定され、翌1935（昭和10）年3月22日の第67帝国議会で自治制改革予算案が通過したのだった。1935（昭和10）年4月、いよいよ台湾の自治制度が始まった。律令第1~3号で台湾州制の改正・台湾市制の改正・台湾街庄制の改正、府令第10~12号で台湾市制施行令・台湾街庄制施行令・台湾地区選挙取締規則がそれぞれ定められた。

1935（昭和10）年11月22日、台湾で歴史上初めて地方選挙が実施された。第1回市会議員・街庄協議会員選挙（任期4年）である。選挙に先立って、様々な方法で選挙の周知が行われた。選挙を広報するポスターの懸賞を行ったり、学校などの組織を通じて選挙とはこういうものであるという周知事業をかなり熱心にやっていた。こうした状況に対し、台湾地方自治聯盟は、「半数を官選とする」ことを批判しながらも、各地で推薦候補を立候補させる対応をした。市会・街庄協議会選挙における有権者率は22.1%（内訳 日:台=17.6%:83.4%）であり、台湾人で日本人候補者への推薦や応援を行った者は712名、日本人で台湾人を支援した者は280名であった。驚くことに、投票率はじつに92.1%という高いものであった。初めての選挙にいかに関心が高かったかがうかがわれる。当選結果は、市会選挙当選者の日台比率は日本人66人に対して台湾人63人、街庄選挙当選者の日台比率は日本人133人に対して台湾人1610人と、台湾人の比率が高いことがわかる。しかしながら、半数を総督府が決める官選としていたため、過半数が日本人となるようにあらかじめ制度が設計されていた。

このように総督府主導で設計された選挙制度は自治とは言い難いものであり、名ばかりのものであったことは否めない。しかし、そのような制度でもいくつかの意義を見出すことは可能かもしれない。すなわち、議決機関である市会でも台湾人当選者が過半数を占めた市があったし、総督府側は官選議員の日本人比率を高く調整することで州会・市会では概して日本人優位の構成を維持したが、諮問機関である街庄協議会では台湾人が8割前後となることを容認していた。また、一定の範囲ではあるが民意が示されることにもなり、政策選択や立法に一定の範囲で台湾人も参加できた。そして、台湾人も含め立候補が可能な民主的選挙の経験を積んだことは、戦後すぐにはいかなかったかもしれないが、現在の台湾における民主的な選挙が浸透したことに影響がうかがわれる。

3、台湾人による教育要求

台湾人としてのアイデンティティとして、林献堂にかぎらず多くの台湾人が言語というものを強く

意識していた。それは、教育行政に対して漢文教育の要求というかたちであらわれた。日本の台湾統治を開始して総督府が作成したカリキュラムでは、漢文に関わる科目・作業が週 12 時間確保されていた。しかし、1913 (大正 2) 年に行政からの命令・告示・諭告などで日本語と併記されてきた漢訳文が廃止されたことをきっかけとして、漢文教育の時間数も推移していく。1918 (大正 7) 年には、週 2 時間へと大幅に削減されてしまった。1919 (大正 8) 年公布の「台湾教育令」が 1922 (大正 11) 年に改正されて「新台湾教育令」となった際には、漢文は、学校によって必要があれば設置する随意科目とされ、さらに 1937 (昭和 12) 年の「公学校規則改正」で漢文科は廃止となってしまった。

こうした状況を憂慮し、大きく動いたのは台湾人父兄であった。各学校の父兄会が、校長に対して漢文科設置を強く要求していったのである。父兄会の言い分には、児童たちは台湾人社会で生きているのであり、日本語による学校教育で取り扱われる漢字の数は実社会における使用レベルに足りないというのがあった。また、父兄会の要求に応じて漢文教育を復活させても、担当する日本人教師の力量不足に対する不満をぶつけるなど、かなり強硬な主張を展開した。そのような意見の発信は、前述の『台湾青年』を起源とする新聞に載った多くの論評にみることができる。日本人教師が指導に当たる場合、台湾人子弟が母語とする漢文の文意は日本人教師が日本語をもってしても十分解説できないことから、台湾語によって説明されるべきだという意見もあった。さらに、台湾人社会からの教育要求は、漢文科目設置にとどまらず、新台湾教育令公布後に可能となっていた台湾人子弟の中学校進学に対する指導や中学校そのものの設立にも及んだ。また漢文教育の必要性の根拠として、大陸側の情勢も持ち出された。中国革命に至るまでに、大陸では文学革命があり、胡適らは白話文 (口語体による表現) を提唱した。そのため、大陸側の初等教育ではすでに白話文が教えられていたため、対岸にある台湾の初等教育でも教材として胡適によって提唱された白話文を使用すべきことを要求した。こうした状況において、林献堂も同様の漢文教育観を持っていたようである。林は、大陸と台湾の漢族社会をつなぐためにも漢文は必要であり、また「日華親善」や経済活動のツールとして重要であるとの認識だった。日本の経済活動の範囲は、東南アジアや南洋群島に及んできたため、華僑との接点も今後の経済において重要性を増してくるというわけだ。

4、授業実践

台湾における台湾人の行動は、高校世界史の授業で扱ってみた報告を以下に述べる。単元の終わりの時間を使い、高校 3 年生を対象にテーマ史として「帝国のマイノリティ 大日本帝国の台湾人と大英帝国のインド人」の授業を実施した。はじめに、なぜこのようなテーマ設定をしたのか、「歴史の公式のようなもの」を念頭に置くこと、2つの事項を対比させてみることを説明した。既習した単元「アジア知識人による体制改革の試み」と、それに続く「第一次世界大戦とアジアのナショナリズムの展開」の概要を復習し確認。その後、台湾における自治獲得運動と教育要求を軸に授業を展開した。その際、どのような世界史的潮流のなかに位置づけることができるのかを意識させるため、第一次世界大戦後の世界の流れを授業プリントの冒頭に記載するとともに、プリントの空欄はできるだけ世界史に登場する用語を書き込む方法をとった。「歴史の公式」を意識することに対する生徒の感想には、次のようなものがあった。

- ・「歴史の公式」を適用することで、生徒の思考力が低下し、歴史の本質をつかむことができないかもしれない。」
- ・「歴史の公式」を検討するのは良いことだと思う。しかし結局それを覚えるだけで、何も考えなく

なってしまうような気もしている。」

・「しっかりと知識パートの授業と、それを用いた「歴史の公式」を考える授業とのバランスがとられる必要があると考える。」

・「「点」で暗記するよりも、同時期の諸外国と比べる「線」の理解のほうが単なる暗記ではなく、様々なアウトプットにも繋がると思う。」

・「「歴史の公式」を知ることのみに偏重するのもよくない。」

・「世界の歴史にはしばしば横のつながりが因果関係を示すことがあり、そのようなつながりへの理解を深めることになる」

おわりに

帝国の支配下にあった台湾の人々は、いわゆるエリート層が中心になり、大きく分けて2つの集団が政治運動を指導した。それは、帝国の制度に可能な限り沿った形で行われ、それぞれの立場で支配に適応し、よりよい待遇を獲得しようとするたくましいものであった。また、授業における大日本帝国の中でおきたことと大英帝国の中でおきたことを比較してみるという試みは、生徒にとって一定のインパクトのある見せ方にはなったようである。しかし、「問いの立て方」など授業の方法論を含め、もっと研究していかなければならないと感じた。「歴史の公式」を自明のものとして、それ自体を覚えてしまおうとするケースも考えられるからである。生徒の感想を読み、歴史教育はかくも罪深いということを肝に銘じた上で、取り組まなければならないと感じ入った。些末な知識偏重に陥ってはいけないうし、大局を見すぎて内部に潜む本質的な問題を見落としてしまうのもよろしくない。しかし、両者のバランスを取った実践や内容の検討をし続ける意義は大いにあるだろう。そして、それは教員にとってだけではなく、生徒にとっても現代を生きてゆくために必要なことであるとも言えるのではないだろうか。

《参考文献》

伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展望』中央公論社 1993

山形勝義「日本統治下の台湾における地方行政制度の変遷」（浅野和生編『一八九五—一九四五 日本統治下の台湾 戦後七十年の視座から』展転社 2015

浅野和生「戦前期台湾における地方選挙」（浅野和生編『一八九五—一九四五 日本統治下の台湾 戦後七十年の視座から』展転社 2015

浅野豊美「帝国日本の形成と展開—第一次大戦から満洲事変まで」（『岩波講座日本歴史第17巻』岩波書店 2014

許世楷『日本統治下の台湾—抵抗と弾圧—』東京大学出版会 1972

史明『台湾人四百年史』新泉社 1994

野口真広「台湾人から見た台湾総督府—適応から改革へ向かう台湾人の政治運動について—」早稲田大学 2007

江口圭一「一九一〇—三〇年代の日本—アジア支配への途—」（『岩波講座日本通史第18巻』岩波書店 1994

松田利彦ほか編『地域社会から見る帝国日本と植民地—朝鮮・台湾・満洲』思文閣出版 2013

山田昭次「植民地」（『岩波講座日本通史第18巻』岩波書店 1994

川島真「社会主義とナショナリズム」（『東アジア近現代通史 19世紀から現在まで（上）』岩波書店 2014